

公売に関して重要と認められる事項

1 入札に必要な書類の提出

(1) 共通

①入札書又は入札書（共同入札用）、入札書提出用封筒（内封筒）（下記 2 参照）

②公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書（下記 4 参照）

(2) 公売財産が不動産の場合

陳述書等（下記 3 参照）

(3) 代理人が入札する場合

委任状

(4) 共同入札する場合

共同入札代表者の届出書及び代表者以外の委任状（下記 2 参照）

(5) 公売財産が農地等の場合

農業委員会等の発行する買受適格証明書

2 入札書の提出

(1) 入札書提出用封筒には、入札書のみを入れ、密封してください。

なお、入札書提出用封筒には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

また、入札書提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産（売却区分）に対し入札される場合は、売却区分ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。

(2) 「入札書」には、個人にあつては住民票上の住所及び氏名を、法人にあつては商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな「入札書」を作成してください。

(3) 一度提出した「入札書」は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(4) 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して、2 枚以上の「入札書」を提出した場合は、いずれの「入札書」も無効なものとなります。

(5) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

(6) 共同して入札する場合は、「入札書（共同入札用）」を使用し、併せて「共同入札代表者の届出書」及び共同入札代表者に対する共同入札者全員からの「委任状」を提出してください。

3 陳述書等の提出

(1) 「入札者」の区分（個人・法人）に応じた「陳述書」を提出してください。

なお、「陳述書」の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに「陳述書」が必要となります。

(2) 「陳述書」には、個人にあつては住民票上の住所及び氏名を、法人にあつては商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。

なお、「陳述書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな「陳述書」を作成してください。

(3) 法人が入札される場合は、「陳述書」の他、「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

なお、商業登記簿に係る登記事項証明書等は、最新の情報が記載された発行後3か月以内のものを提出してください。

(4) 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合は、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

イ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者

都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者

法務省が発行する許可証等

(5) 「陳述書」等の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

また、提出した「陳述書」は、入札期間内であっても、訂正や追完はできません。そのため、提出した「陳述書」に不備がある場合は、期間内に再提出が必要となります。

(6) 共同して入札する場合は、入札者ごとに「陳述書」を提出してください。

(7) 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

また、自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

(8) 虚偽の陳述をした場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます

4 公売保証金の提供等

(1) 公売保証金の振込人

公売保証金の振込人と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

(2) 公売保証金の振込みについての注意事項

イ 公売保証金は、公売保証金の納付期限までに、下記（6）の振込先口座に入金済（着金）となる必要があります。納付期限までに入金の確認ができない場合は、入札は無効となります。そのため、振込みに当たっては、「電信扱い」としてください。

ロ 公売保証金は入金後、その取消し又は変更はできません。

ハ 振込手数料については、振込人（入札者）の負担となります。

ニ 振込みに当たっては、振込人（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。

（記載例）「123-1 国税太郎」 「4567-10 株式会社納税商事」など

ホ 公売保証金の入金確認後、執行機関から領収証書を郵送します。

(3) 振込金受取書等の提出

金融機関から交付された「振込金受取書」又は「利用明細票」等の（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼付して提出してください。インターネットバンキングを利用した場合は、振込みが確認できる画面のコピーを貼付してください。

なお、「公売保証金の充当申出書」も併せて提出してください。

(4) 公売保証金の返還

イ 開札の結果、最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった場合は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します（公売保証金の返還は、開札終了後、1か月から1か月半程度かかる場合があります。）。

ロ 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、上記（イ）と同様の手続きにより返還します。

(5) 公売保証金の国庫帰属

国税徴収法第 108 条の規定により、入札等をなかつたものとし、又は最高価申込者等の決定を取り消した場合は、その処分を受けた者の提供した公売保証金は国庫に帰属することとなります。

(6) 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

金 融 機 関	百十四銀行 本店営業部
預 金 の 種 類	普通預金
口 座 番 号	3 3 5 1 8 4 7
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	カマツコセ ｲｷョｸ サｲﾆｬｼｼﾞｬｶﾞ ｲｹﾞﾝｷﾝｽｲﾄｳｶﾝﾘ 高松国税局 歳入歳出外現金出納官吏

5 開札の方法

公売公告に記載された日時及び場所において、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

6 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、令和 5 年 2 月 17 日午前 10 時 30 分に高松国税局において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。

なお、最高価申込者に該当する入札者が最高価申込者の決定時にその決定場所にいない場合でも、最高価申込者の決定を行います。

7 次順位買受申込者の決定

(1) 国税徴収法第 104 条の 2 に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受の申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定は、入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）で入札し、次順位による買受申込みをした入札者に対し、開札の場所において直ちに行います。

なお、次順位買受申込者に該当する入札者が最高価申込者の決定時にその開札の場所にいない場合には、次順位買受申込者の決定は行いません。

8 追加入札の方法

(1) 開札の結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上いる場合は、後日、その入札者の間で期間入札に

よる追加入札を行います。

- (2) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (3) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、国税徴収法第 108 条の規定により、その後 2 年間は公売への参加を制限します。この場合において、その者の提供した公売保証金は国庫に帰属することとなります。
- (4) 追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。くじは追加入札の開札後に速やかに行いますが、該当者が開札の場所にいない場合は公売事務を担当していない職員が代理で行います。

追加入札の日時・場所	令和 5 年 2 月 21 日から令和 5 年 2 月 28 日まで	高松国税局
追加入札の方法	期間入札	
開札の日時・場所	令和 5 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分	高松国税局
最高価申込者決定日時・場所	令和 5 年 3 月 3 日 午前 10 時 30 分	高松国税局
売却決定の日時・場所	令和 5 年 3 月 23 日 午前 9 時 00 分	高松国税局
買受代金の納付期限	令和 5 年 3 月 23 日 午後 2 時 00 分	高松国税局

9 買受代金の納付

- (1) 買受代金は納付期限までに買受代金の全額について、当国税局が指定した預金口座に振込みにより納付してください。
- (2) 振込手数料は振込人（買受人）の負担となります。
- (3) 買受代金の振込先は、上記 4 の（6）公売保証金の振込先と同じです。
- (4) 買受人が買受代金の全額を納付した後に、その者に対して「売却決定通知書」を送付します。

10 権利移転手続

公売財産の権利移転手続きは、執行機関が買受人より権利移転に必要な次の書類等の提出を受けた後、職権で登記嘱託します。

- (1) 買受人が個人の場合は「住民票抄本」、法人の場合は「商業(法人)登記簿に係る登記事項全部証明書」
- (2) 所有権移転登記のための登録免許税の領収証書又は印紙
※登録免許税額が 3 万円以下の場合は、領収証書に代えて印紙でも構いません。
- (3) 登記嘱託書等を郵送する際に必要な郵便切手
- (4) 登記識別情報の通知に関する確認書
- (5) 公売財産の固定資産評価証明書
《公売財産が農地等の場合》
- (6) 公売財産が農地等の場合は、農業委員会等の交付する所有権移転の「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」の呈示が必要です。

11 その他

- (1) 売却決定の取消し
次に該当する場合には、売却決定を取り消します。
 - イ 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき
 - ロ 買受人が、買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき
 - ハ 買受人が、国税徴収法第 108 条(公売実施の適正化のための措置)の規定による処分を受けたとき

(2) 買受け等の取消し

国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、入札や買受け等を取り消すことができます。

(3) 公売への参加制限

次に該当する場合には、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定により、その事実があった後 2 年間は公売への参加が制限されます。

イ 公売を妨害したり、不正を行った場合

ロ 正当な理由なく、買受代金の納付期限までにその代金を納付しない場合